



子育て応援手当等のご案内

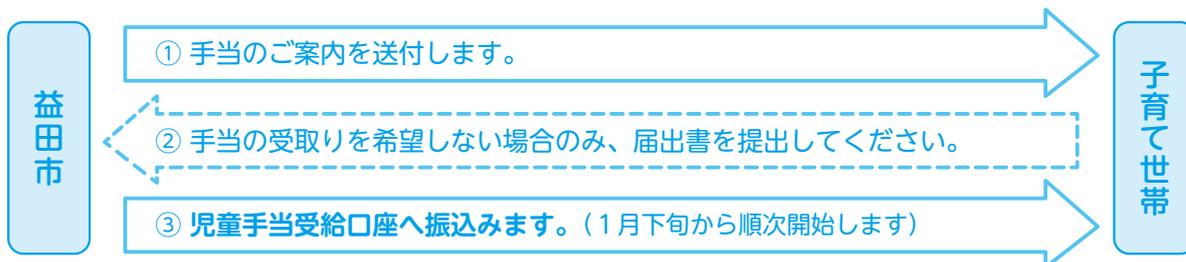
児童1人につき3万円を1回限りで支給します！



物価高の長期化による影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、政府の「物価高対応子育て応援手当」（2万円）に、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した益田市独自の上乘せ（1万円）をし、児童1人につき3万円を支給します。

■はじめに…申請は必要ですか？

下記の「★申請が必要な方」にあてはまる方以外は申請不要です。
（申請不要の方には、以下①②③の流れで手当を支給します。）



★申請が必要な方（申請方法は市公式ウェブサイトからご確認ください。）

- 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに生まれた児童の保護者
- 所属庁から児童手当を受給している公務員
- 令和7年10月1日以降に、益田市への転入や離婚（離婚調停中も含む）によって新たに児童手当の受給者に認定された方

対象児童 ・ 令和7年9月分（令和7年9月生まれの児童については10月分）の児童手当支給対象児童
・ 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに生まれた新生児

支給対象者 益田市において、
・ 対象児童分の児童手当を受給した方
・ 新生児の保護者のうち、児童手当を受給する予定の方

支給額 対象児童1人につき **3万円**
※令和8年3月31日までに益田市へ転入した方で、転入前の市町村から「物価高対応子育て応援手当」（2万円）が支給されている方には、益田市独自の上乘せ分（1万円）のみを支給します。

支給方法

- ◆ 申請不要の方
令和7年10月支給時（令和7年9月生まれの児童については12月支給時）の児童手当受給口座へ振込みます。
- ◆ 申請をした方
申請書で指定した口座へ振込みます。

【手続きに関する問い合わせ先】

市子ども福祉課（益田駅前ビル EAGA 1階）「子育て応援手当」窓口 ☎ 31-0243
✉ kosodate@city.masuda.lg.jp

【制度に関する問い合わせ先】

こども家庭庁コールセンター ☎ 0120-252-071（受付時間 平日9:00～18:00）